

公益通報者保護法の改正内容に関する説明会が開催されます

2025年6月に改正・公布された公益通報者保護法について、各事業者が、その趣旨や新たに求められる対応の理解を深め、公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上を図ることを目的として、消費者庁が説明会を開催します。

開催日時

令和7年12月17日（水）14時から15時まで

開催方法

オンライン開催（Microsoft Teams）

プログラム

- ・公益通報者保護法の概要
- ・事業者における内部通報制度の導入 等

参加対象者

経営者、労働者、フリーランス、公益通報担当者、地方自治体職員

参加費

無料

申込方法

下記 URL または右記二次元コードから申込フォームにアクセスのうえ、お申し込みください。

【申込フォーム】 <https://forms.office.com/r/VDrckXLmxX>

【申 込 期 限】 令和7年12月10日（水）



※お申込み時に記載いただいたメールアドレスに、長野県から説明会のアドレスをメールでお知らせします。

その他

詳細は別添チラシを参照してください。

（公益通報者保護法に関する問合せ先）
消費者庁 公益通報者保護制度相談ダイヤル
（一元的相談窓口）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/contact/
電話 03-3507-9262

（説明会に関する問合せ先）
担 当 企画振興部 広報・共創推進課
県民の声係 小市
電 話 026-235-7110（直通）
026-232-0111（代表） 内線 2267
F A X 026-235-7026
E-mail koho@pref.nagano.lg.jp